

令和6年度長期休業期間限定利用学童保育所入所案内



令和5年11月

熊取町学童保育所 指定管理者

NPO熊取こどもとおとなのネットワーク

長期休業期間限定利用学童保育所は、小学校の長期休み中に保護者が就労等により家庭にいない小学校の児童に対し、その健全な育成を図るため、安全に安心して過ごせるための遊び場及び生活の場を提供し、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるように支援することを目的とします。

平成29年度より熊取町では、熊取町学童保育所条例により指定管理者『NPO熊取こどもとおとなのネットワーク』が、中央・南・西・北・東の学童保育所（通年利用）を運営しています。専任の「放課後児童支援員」と約600名の児童が生き生きと放課後の生活を送っています。

令和2年度より、長期休業期間限定利用学童保育所の運営もおこなっています。令和6年度「長期休業期間限定利用」の募集をします。

【対象児童】

町内に在住する令和6年度小学1年生から6年生までの児童で、保護者（父母またはそれに代わる者）のいずれもが就労等の理由により、長期休み中において保育を必要とする状況にある児童。

※保護者が、就学、疾病、出産（産前6週・産後8週の属する月は利用可能、育児休業は対象外）障がい、看護、介護なども利用可。

◇長期休業期間限定利用

【実施期間】

- ◎春休み（令和6年）4/ 1～4/ 3（予定）
 - ◎夏休み（令和6年）7/20～8/23（予定）
 - ◎冬休み（令和6年）12/25～（令和7年）1/ 6（予定）
 - ◎春休み（令和7年）3/25～3/31（予定）
- ※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く
※始業式・終業式・入学式は準備期間等のため開所していません。
※学校行事等により、開所しない日があります。

【保育時間】

◎AM8:00～PM6:00 ※延長利用 PM6:00～7:00（別途利用料必要）

【利用料金等】

※詳しくは入所申請書とともに配布する学童保育所保育時間・利用料金のご案内にてご確認ください。

【開設場所】

開設場所については現在調整中です。決まり次第発表しますので、お手数をおかけしますが熊取町またはNPO熊取こどもとおとなのネットワークのホームページをご覧ください。

